

諮問庁：防衛装備庁長官

諮問日：平成29年11月28日（平成29年（行情）諮問第456号）

答申日：平成30年2月27日（平成29年度（行情）答申第482号）

事件名：「職員に対する聞き取り調査」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「職員に対する聞き取り調査」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

不開示決定を取り消し、全部開示とするよう求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

当該文書は、審査請求人が希望している「機関異動の調整ができない根拠として存在している行政文書」と当時の特定官職から口頭で知らされている。（特定日時、特定室（ドアは開いている。）特定官職）機関異動を希望している理由としていじめ以上犯罪（同じ攻撃対象と思われる方が自殺という噂で特定年月下旬、特定数亡くなっている。）の対象と思われるため、ということは伝えている。そのいじめの中心と思われる人物は退職（確認済（特定開示請求番号））されている。退職された人物以外の方への聞き取り調査（誰にどういう確認をされたのか。）の結果は、いじめの対象である審査請求人には知る権利があるのではないか。今回不開示部分が明らかにならないと退職された人物以外の方への聞き取り調査の結果かどうか確認できないため。

（2）意見書

開示された行政文書により、特定回の聞き取り調査が行われたことを確認することができた。

退職された方以外の特定数名への聞き取り調査、と捉えている。あと特定回が誰に対しての聞き取り調査なのか私にはわからない。

不開示部分にこだわる理由は、この件に関連した疑問があるため。

①特定年度、いじめの中心人物と思われる方が退職された。その前年度、特定官職の存在を不思議に思う発令通知があった（特定文書番号）。

②特定数のうちの一人の特定職員は特定年度同じ係。特定課特定班。年度末、1日40件の入札。入札後の落札判定書の入力締切りが翌日の10時。落札判定書の結果を特定機関へ送るために決められた時間と記

憶している。連日終電（特定時間。私が公共交通機関を利用し，帰宅できる時間。）まで作業していたが終わらない。それが続いて落札判定書の担当者（特定課）から苦情があり上司である担当の班長（特定課特定班）へ相談。「（特定職員は）やり方がわからないそうだ。」で終わり。迷惑をかけ続けた。（特定課から担当者の上司が一度苦情を言いに来られた記憶がある。その当時の特定課特定職に特定数のうちの一人の特定職員。）この件については，他機関へ影響（落札判定書の集計がとれない。）することであり，一人の職員の意思でできることではないと思っている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は「特定期間，特定官職から職員に対し特定の職員への言動について聞き取り調査をされた時の行政文書」の開示を求めるものであり，これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については，法9条1項の規定に基づき，平成29年9月27日付け装官総第13084号により法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

本件対象文書の一部については，個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名及びその他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当し不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は「不開示決定を取り消し，全部開示を求める。」として，原処分の取消しを求めるが，本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果，その全てが上記2のとおり同条1号に該当することから不開示としたものであることから，審査請求人の主張は理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年11月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月12日 審議
- ④ 平成30年1月29日 審議
- ⑤ 同年2月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「職員に対する聞き取り調査」である。

審査請求人は、全部開示を求める旨主張し、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としている。

もっとも、本件開示請求は、特定期間に特定官職から一部の職員に対し、特定職員への言動について聞き取り調査が行われたことを前提とするものであり、本件対象文書の存否を明らかにすることにより法5条各号の不開示情報を開示することとなるとして、本来、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものに該当する可能性があることから、以下、この点について検討する。

2 存否応答拒否とすべきであったかについて

(1) 本件開示請求は、「特定期間、特定官職から職員に対し特定の職員への言動について聞き取り調査をされた時の行政文書」であるところ、その存否を答えることは、特定期間に特定官職が一部の職員に対し特定職員への言動について聞き取り調査を行ったこと等、特定個人に係る事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになるものと認められる。その結果、本件存否情報を端緒として、関係職員等が、当該聞き取り調査に応じた職員を探索し、また、他の情報と照合することにより、当該調査の対象である特定職員が推認され、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(2) このことから、本件存否情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある法5条1号本文後段の不開示情報に該当するものと認められ、また、当該情報が同号ただし書イないしハに該当すると認めるべき特段の事情も存しない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、本来、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、本件の場合、処分庁は、本件対象文書の一部が法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行うことで、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、改めて原処分を取り消して存否応答拒否による不開示とする意味はないため、原処分は結論において妥当であるといわざるを得ない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断し

た。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久